

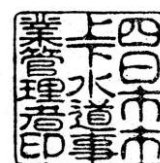
四日市市上下水道局告示第5号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき電子計算機に記録した公印の印影を出力して使用する、または公印の縮小した印影を使用するので、次のとおり告示する。

平成30年2月1日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

- 1 名称 四日市市上下水道事業管理者印
- 2 寸法 方10ミリメートル 方12ミリメートル 方20ミリメートル
- 3 印影



4 使用区分

方10ミリメートル

停水執行状（平成30年度分）

方12ミリメートル

水道料金等分割納付誓約承認（却下）通知書（平成30年度分）

下水道事業受益者負担金分割納付誓約承認（却下）通知書（平成30年度）

方20ミリメートル

水道使用証明書（平成30年度分）

水道料金・下水道使用料納入証明書（平成30年度分）

水道料金・下水道使用料変更通知書（平成30年度分）

水道料金・下水道使用料過誤納金充当のお知らせ（平成30年度分）

（上下水道局管理部お客様センター）